

米国環境保護庁
ワシントン D.C.20460

大気放射局

2009年3月30日

ENERGY STAR®ディスプレイパートナーまたはその他関係者各位：

米国環境保護庁（EPA）を代表し、ENERGY STAR ディスプレイ確定基準バージョン5.0を提供する。この新たなバージョン5.0基準は、可視対角線画面サイズが30インチ未満のディスプレイに対して2009年10月30日に、また可視対角線画面サイズが30インチ以上60インチ以下のディスプレイに対して2010年1月30日に発効する予定である。EPAは、策定過程にわたり関係者から受け取った意見に感謝し、また十分な検討を行った。すべての基準草案、分析、および策定過程にわたり受け取った意見は、ENERGY STARの既存製品基準の改定（*ENERGY STAR Revisions to Existing Product Specifications in Development*）のウェブページ（www.energystar.gov/productdevelopment）から入手できる。

本カバーメモには、ENERGY STARディスプレイ基準バージョン5.0、付属資料1、および付属資料2が添付されている。

以下は、これら書類において反映されている変更の一覧である。

ENERGY STARディスプレイ基準バージョン5.0**最大対角線画面サイズ**

2009年3月12日の通知にあるように、60インチから103インチであるモデルに関して3データしか入手していないことから、EPAは、市場のあらゆる製品を代表するにはこのデータが限定的すぎると考えている。そのためEPAは、サイズが60インチを超えるディスプレイに対して、最大オンモード消費電力要件を設定しておらず、結果的に本基準の今回のバージョンのもとでサイズが60インチを超えるディスプレイが適合になることはない。しかし、第2段階基準の策定に向けたデータ収集において、EPAは、この大きさによる対象限定の見直しを検討する予定である。

最大オンモード消費電力要件

さらに2009年3月12日の通知において、30インチ以上のディスプレイに関するデータ要求を2008年12月に発表した後に受け取ったデータに基づき、EPAは、30インチ以上60インチ以下のディスプレイに対する新たな最大オンモード消費電力要件、 $P_o = 0.27 * (A) + 8$ を設定した。

30インチ以上60インチ以下のディスプレイに対する基準発効日が2010年1月に延期

EPAは、30インチ以上60インチ以下のディスプレイに対するオフモード消費電力要件を、2010年1月7日に発効予定の欧州連合（EU）の待機時（スタンバイ）消費電力基準において強制とされる1W上限を反映するように修正した。これら製品が世界規模で流通することから、EPAは、EUの待機時（スタンバイ）消費電力基準による、米国で販売される製品の待機時（スタンバイ）消費電力値に対する飛躍的な効果を期待している。そのためEPAは、EUの待機時（スタンバイ）消費電力基準の施行日と一致させるために、本製品区分に対する基準発効日を3ヶ月延期し2010年1月としている。

最大オフモードおよびスリープモード消費電力要件の修正

2008年12月のデータ要求後に受け取ったデータと、EUの待機時（スタンバイ）消費電力基準の期待される効果に基づき、EPAは、すべてのディスプレイに対する最大オフモード消費電力要件を1Wにすることに加えて、30インチ以上60インチ以下のディスプレイに対するスリープモード要件を4Wから2Wに低減した。EPAのデータにおいては、新たなオンモード消費電力要件と組み合わせると、これらディスプレイの適合率は25%となる。

輝度限界値

これら大型ディスプレイについて、EPAは、第1段階基準のもと初期設定における輝度限界値を設定しないことを決めた。その代わりに、EPAはパートナーに対し、初期設定における輝度で自社製品を試験して、これら輝度値をEPAに報告することを義務づける予定である。第2段階基準のもと、EPAは、本基準とENERGY STARにおける他の基準値(および場合によっては国際的基準値)との調和を図るために、2011年10月30日の第2段階基準発効日までの間に収集されたデータに基づき、初期設定における輝度限界値を提案する可能性がある。

付属資料2-対角線30インチ以上60インチ以下のディスプレイに対する試験方法

30インチ以上60インチ未満のディスプレイに対するオンモード消費電力

オンモード消費電力を判断するために、パートナーは、IEC62087, Ed 2.0: Methods of Measurement for the Power Consumption of Audio, Video and Related Equipmentの11.6.1項 “On mode (average) testing with dynamic broadcast content video signal” において説明される、「P_{o_broadcast}」のみ測定することが必要とされる。

測定輝度

IEC62087の11.5項には、4つの試験用静止画像(黒レベル、白レベル、全範囲カラーバー、および3バー映像信号)が記載されている。これら4つの試験画像をすべて使用してディスプレイの輝度を測定する代わりに、パートナーは、3バー映像信号のみを使用してディスプレイの輝度を測定することが求められる。EPAは、該当信号を用いて得られたオンモード消費電力が、「P_{o_broadcast}」測定時の場合と比べて非常に強い相関を示し通常2%の誤差しか示さないことから、このような輝度測定の変更を行った。

これからの数ヶ月のうちに、EPAは関係者に対し、ENERGY STARディスプレイパートナーになる、またはパートナーを継続する方法の説明書を提供する。これらの説明書には、該当のパートナーシップおよび/または責務書が含まれており、基準発効日に先立つ製品データ届出要件の事前情報が含まれている。本基準が発効すると、ディスプレイを適合にする手続は、バージョン4.0基準における手続と概ね一致する予定である。つまり、有効な製造事業者パートナーシップは引き続き必要条件であり、パートナーは、www.energystar.gov/opsにおけるオンライン製品届出(OPS)ツールを利用してデータを届出することになる。

EPAは、本基準改定の過程において意見を提供したすべての関係者に感謝する。バージョン5.0基準に関する質問や懸念は、EPAのChristopher Kent ((202)-343-9046またはkent.christopher@epa.gov)に連絡してほしい。

Best Regards,
Christopher Kent
ENERGY STAR Product Specification Development

添付:

- ENERGY STAR ディスプレイ基準バージョン 5.0
- 付属資料 1
- 付属資料 2